

令和5年度 八千代市学童保育所入所案内

令和5年4月入所の申請（1期）は、令和4年11月1日（火）～12月9日（金）です。

必ず本案内をご一読の上、入所を申請してください。令和5年度中はこの案内の保管をお願いします。市のホームページでも閲覧できます。

一 学童保育とは

学童保育は、小学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）に就学している児童であって、その保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない場合等に、適切な遊び及び生活の場を与えてその児童の健全な育成を図ることを目的としています。

二 所在地

学童保育所の所在地は、別表「学童保育所一覧」をご覧ください。

三 開所日

開所日は、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く毎日です。
感染症の流行、台風の接近などの理由により閉所する場合があります。

四 開所時間

【通常授業日】 放課後～午後7時

【土曜日】 午前8時～午後5時

【夏・冬・春休み、運動会等の振替休日（土曜日除く。）】 午前8時～午後7時

※学校給食のない日は、お弁当を持たせてください。

五 入所要件

次の1、2のいずれにも該当する児童が入所できます。

1 八千代市に住所を有する小学校1年生から6年生までの児童

2 保護者が就労等により、日中不在等で保護者に代わる者のいない児童

就労等とは、就労、出産、就学、病気、ケガ、障害、家族の介護・看護などです。

(1) 就労の要件 次のア・イのいずれにも該当すること。

ア 就労が1日4時間以上、週4日以上（月16日以上）であること。

イ 土曜日を除き午後3時以降まで就労していること（午後3時丁度までを含む。）。

※採用予定を含みます。

※求職活動は入所要件に該当しません。

※夏・冬・春休みの期間のみの入所の場合は、上記イの要件は必要ありません。

※日中を休養にあてる勤務形態（夜勤等）は、上記イの要件を満たすものとします。

(2) 出産を要件とする場合の入所期間

出産予定日の属する月の前後2か月間の合計5か月まで入所できます。

(3) 就学の要件

学校教育法に定める学校又は職業訓練校に在学し、かつ就労と同等の日数、時間であること。

入所申請が学童保育の定員を超えた場合は、入所要件に該当しても入所できない場合があります。

六 入所申請

申請先：市役所子育て支援課又は各学童保育所（3月31日までは村上団地学童保育所を除く。）

申請方法：入所申請書に証明書類（七に記載する入所要件の証明書類）及び入所申請時同意書を添えて、持参又は郵送

郵送宛先：〒276-8501 市役所子育て支援課 期限内必着 ※書留を推奨します。

注1 入所申請書及び入所申請時同意書は、市ホームページでダウンロードできます。

注2 2人以上の入所を申請するときも、それぞれで入所申請書・証明書類・入所申請時同意書が必要です。この場合において、証明書類は年長者に原本を年少者はコピーとしてください。

注3 八千代市に転入予定の場合は、転入申立書(本市が指定する書式。ダウンロードできます。)及び居住予定の住居の賃貸借契約書又は売買契約書の写し(借主又は買主及び住居の所在地がわかる部分)が必要です。

注4 年度ごとの審査及び決定となります。前年度学童保育所を利用している場合も、入所申請が必要です。

申請期間：【年度当初(令和5年4月)の入所】令和4年度に入所中の児童も申請が必要です。

1期：令和4年11月1日(火)～12月9日(金)

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで(必着)

2期：令和4年12月12日(月)～令和5年1月31日(火)

3期：令和5年2月1日(水)～令和5年2月28日(火)

※2期は1期の申請者の入所を決定した後、3期は2期の申請者の入所を決定した後の各学童保育所の定員の残数に対して入所を審査します。

申請期間(申請期限)：【年度途中の入所】

入所を希望する月の前々月の末日(例：5月入所を希望の場合は3月31日)までに申請してください(末日が土日に当たる6月入所は5月1日まで、11月入所は10月2日まで、2月入所は1月4日まで)。

七 五の入所要件を証明する書類

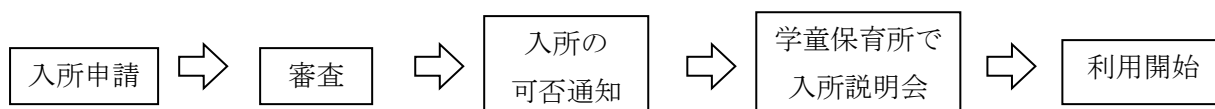
入所要件に応じて次の書類を添付してください。書類が不備の場合、審査の際に不利になることがあります。2人以上の入所を申請するときは、年長者に原本を、年少者にはコピーを添付してください。

※児童と同居している18歳以上65歳未満の方(入所希望日時点)の全員の書類が必要です。

入所要件	証明する書類
就労 (雇用)	就労証明書(本市が指定する書式。勤務先が記入したもの) ※単身赴任の場合も就労証明書が必要です。 ※勤務時間が週ごとに変動するなどの場合は、シフト表(申請日の前3月分)を求める場合があります。
就労 (自営)	(1) 就労証明書(本市が指定する書式) (2) 確定申告書の写し(開業初年は税務署等へ提出した開業届の写し)
出産	母子健康手帳の写し(出産する者及び出産予定日が確認できる部分)
疾病・障害 家族の介護・看護	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し 又は診断書(本市が指定する書式)
就学	在学証明書又は学生証の写し及び時間割(カリキュラム)等の写し ※大学等に進学予定の者は、「申立書」及び「受験票の写し」

注 就労証明書及び診断書は、市ホームページからダウンロードできます。

八 学童保育所のご利用までの流れ



- (1) 年度当初入所申請（1期）の入所可否通知は、2月上旬に郵送します。
- (2) 年度当初入所申請（2期）の入所可否通知は、2月下旬に郵送します。
- (3) 年度当初入所申請（3期）の入所可否通知は、3月中旬に郵送します。
- (4) 年度途中の入所申請の入所可否通知は、入所希望月前月の中旬に郵送します。入所希望月以降は、年度末まで審査を継続しますが、入所できる場合にのみ通知を郵送します。
- (5) 入所後も入所要件に該当しないことが確認できたときは、その月までの入所となります。

九 入所日

入所日は、1日又は16日です。入所申請書でいずれかを選択してください。ただし、育児休業中の方の児童の入所日は、復職日です。入所日が16日又は16日以降（復職のとき）の場合は、その月の学童保育料は半額です。入所日について子育て支援課へ必ずご連絡ください。

入所可の通知があった場合は、学童保育所に連絡し、入所日までに入所説明を受けてください。入所説明を受けていない場合は、入所できません。この場合でも、決定を受けた入所日からの学童保育料を納付いただきます。（令和4年度から継続して入所する場合及び世帯で2人目以降の同じ学童保育所への入所の場合は、説明の受講を省略することができます。なお、学童保育所の運営を委託する事業者に変更が生じた際は、過去に学童保育所を利用したことがある場合も説明を受講していただきます。）

十 入所期間

入所期間は、入所決定通知書に記載された期間（最長令和6年3月31日まで）です。ただし、入所要件を満たさなくなった場合は、その月までです。

※仕事を辞めて求職活動をされる場合は退職月の翌々月の末日まで入所できます。この場合において、翌々月の10日までに新しい就労証明書を提出したときは入所を継続できます。

十一 退所について

学童保育所の利用をやめる場合は、利用をやめる月の前月末日（土日祝日の場合はその前の平日）までに**学童保育所退所申請書**を子育て支援課又は学童保育所に提出してください。

なお、学童保育所を利用していない場合であっても、**退所申請書が提出されていないときは学童保育料が発生します**のでご注意ください。速やかに退所申請書を提出いただくことで待機者が入所できますのでご協力ください。15日までに退所する場合は、その月の保育料が半額になります。

十二 学童保育料

(1) 月額

月額は、8,000円です。16日以降に入所した場合及び15日以前に退所した場合のその月は半額となります。

学童保育料のほかに、おやつ・教材代の負担があります。金額は、月額1,500～2,000円程度で学童保育所ごとに異なります。各学童保育所に納付します。

(2) 学童保育料の納付

学童保育料の納付は、原則として口座振替です。やむを得ず口座振替ができない方へは、毎月20日頃に納入通知書を郵送しますので、指定の納付場所で納期限（当月末）までに納入してください。

※ 滞納した場合は、出席停止を命じることがあります。また、督促状・催告書を発行するほか、担当職員による自宅訪問、学童保育所での面談、電話催告を行います。

※ 催告後も納付がない場合は、法的手続を行うことがあります。

※ 3か月以上滞納した場合は、退所を命じることがあります。

(3) 口座振替日

当月の保育料を当月末日（土日祝の場合は翌営業日）に振り替えます。

4月分	令和5年	5月 1日	(月)	10月分	令和5年	10月31日	(火)
5月分	令和5年	5月31日	(水)	11月分	令和5年	11月30日	(木)
6月分	令和5年	6月30日	(金)	12月分	令和6年	1月 4日	(木)
7月分	令和5年	7月31日	(月)	1月分	令和6年	1月31日	(水)
8月分	令和5年	8月31日	(木)	2月分	令和6年	2月29日	(木)
9月分	令和5年	10月 2日	(月)	3月分	令和6年	4月 1日	(月)

※ 残高不足等により振替ができなかった場合は、後日、督促状と納付書を郵送します。金融機関等で期限までにお支払いください。

(4) 口座振替依頼書

入所の決定後に口座振替依頼書を金融機関へ提出してください。保育園保育料を口座振替していた場合も口座振替依頼が必要です。ただし、次のア・イの場合は、提出の必要がありません。

ア 令和4年度に学童保育所に入所し、保育料を口座振替していた児童が令和5年度も入所する場合

イ 令和4年度に学童保育所に入所し、保育料を口座振替していた児童が令和5年度も入所することに加え、兄弟姉妹も入所する場合

十三 学童保育料の減免申請

次の要件に該当する世帯は、申請することで学童保育料が減額又は免除になります。

申請がないと減額又は免除は受けられません。

要件	添付書類	減免後の学童保育料
1 生活保護法による保護を受けている世帯	被保護世帯証明書又は保護決定通知書の写し	月額 0円
2 市町村民税が非課税である世帯	4月～8月分は、 令和4年度市町村民税課税（非課税）証明書	月額 0円
3 市町村民税のうち所得割のみが非課税である世帯	9月～翌年3月分は、 令和5年度市町村民税課税（非課税）証明書	月額 4,000円
4 同時に2人以上入所している世帯	不要（申請書のみ）	最年少者以外の保育料月額が半額
5 その他	地震、火災、風水害等により居住家屋が半壊、半焼又は床上浸水の程度以上と認められる場合 在籍児童が傷病により30日以上、学童保育所を利用することができない場合 など。詳細は子育て支援課へご相談ください。	

注1 上記の3と4の要件は併用します。

注2 住宅借入金等特別控除は、当該控除を受ける前の所得で税額を再計算します。

注3 ひとり親家庭であることのみを理由に減免となることはありません。

注4 減免を受けたい月の末日までに必ず提出してください。遡及はできません。

注5 要件を満たさないことが判明した場合、減免申請は却下又は解除となります。

学童保育所一覧

学童保育所名	所在地	電話番号	対象小学校
阿蘇米本学童保育所	阿蘇米本学園敷地内	489-6011	阿蘇米本学園
村上学童保育所	村上小学校内	484-6314	村上小学校
村上北学童保育所	村上北小学校内	486-0455	村上北小学校
村上東学童保育所	村上東小学校内	484-3551	村上東小学校
上高野学童保育所	村上 1946-90 (第二勝田保育園内)	489-1133	村上東小学校
村上団地学童保育所	村上公民館隣	487-7373	村上小・村上北小・村上東小
睦学童保育所	睦小学校内	459-2939	睦小学校
大和田学童保育所	大和田小学校敷地内	485-9672	大和田小学校
大和田南学童保育所	大和田南小学校敷地内	483-7761	大和田南小学校
大和田第3学童保育所	大和田新田 409-15 (アルカンシェール内)	450-9113	大和田西小学校
大和田第3学童保育所分室	大和田新田 406	458-7107	大和田西小学校
萱田学童保育所	萱田小学校内	484-2012	萱田小学校
ゆりのき台第2学童保育所	大和田新田 511-1	450-9690	萱田南小学校
高津学童保育所	高津小学校内	450-0911	高津小学校
南高津学童保育所	南高津小学校内	458-0101	南高津小学校
西高津学童保育所	西高津小学校内	458-1071	西高津小学校
新木戸学童保育所	大和田新田 1060-1 (新木戸保育園内)	450-4359	西高津小・新木戸小
新木戸第2学童保育所	新木戸小学校内	450-6008	新木戸小学校
緑が丘しおん学童保育所	緑が丘 2-31-2 (しおん教会内)	459-8884	新木戸小・みどりが丘小
みどりが丘学童保育所	みどりが丘小学校敷地内	458-5831	みどりが丘小学校
八千代台学童保育所	八千代台小学校内	486-5013	八千代台小学校
八千代台西学童保育所	八千代台西小学校内	485-6511	八千代台西小学校
八千代台東学童保育所	八千代台東小学校内	482-0910	八千代台東小学校
勝田台学童保育所	勝田台小学校内	485-0764	勝田台小学校
勝田台南学童保育所	勝田台南小学校内	484-7321	勝田台南小学校